

行政とちぎ



喜楽橋（宇都宮市）



— 目 次 —

□鳥のやうに虫のやうに・・・・・・・・・・・・	2
□平成 18 年新年賀詞交歓会・他・・・・・・・・	3～4
□戌年生まれ・・・・・・・・・・・・	4～5
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・	6～8
□建設業施行規則の一部を改正する省令等の施行等について及び「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について	9
□基礎研修会のお知らせ・・・・・・・・	10
□甲種受託者による出張封印について・・・	10～11
□日光市新設に伴う登記事務の取扱いについて・・・	12
□支局情報・支局かわら版・・・・・・・・	13

2006. 2

No.350

□おじやましま～す・木もれび・・・・・・・・	14
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・	15
□政連だより・旬な話題・表紙写真・・・・	16
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・	17
□記録映画『掘るまいか』上映のお知らせ・・・	18



栃木県行政書士会

鳥のやうに虫のやうに

栃木県行政書士会 広報部長 新井紀代



好きな短歌に、河野裕子の「森のやうに獸のやうにわわれは生く群青の空耳研ぐばかり」があります。この歌から浮かび上がるイメージに心惹かれます。

さて、過日の全国広報担当者会議で話題になったことは、「危機管理のない広報活動は滅びる」ということでした。危機管理というと、何か特別なことのように思われますが、実は日常的な中にあり、自分自身をよく知る、ということでもあるようです。ともすると人は「自分に都合の悪い情報は遮断する」傾向にあるといわれます(『バカの壁』養老孟司著)。その結果、的確な状況の把握に欠けてしまい、

判断を誤ってしまう組織や企業の例は枚挙にいとまがありません。

先の会議では、誤った判断に共通するものとして、次の6点が指摘されました。

- ①認識不足・意識の欠如 (たいしたことにはならないだろう…)
 - ②業界慣習や先例主義 (なんとなくやっていた…)
 - ③手続きの省略 (面倒くさいので、つい…)
 - ④自己保身による隠蔽 (叱責を恐れて…)
 - ⑤誤った組織防衛 (会社のために…)
 - ⑥誤った収益意識 (無理なコストダウン…)
- (『日本行政』05/10月号参照)

まさに危機管理は、「他制他戒」ではなく「自制自戒」そのものです。自分に都合の悪い情報を遮断してしまわない「直視する力」が、組織にも必要なのだと思いました。

この「直視する力」のためにも、広報部としては「鳥の目・虫の目・魚の目」を持とうと思っております。広い範囲を高い所から俯瞰する鳥の目。近い所で複眼を使って様々な角度から注意深く見る虫の目。潮流を敏感に感じ取る魚の目。よくいわれる3つの目ですが、この3つの目を凝らし、広報という側面から、行政書士の可能性にチャレンジしていきたい。冒頭の歌にならえば、「鳥のやうに虫のやうに」となるかもしれません。いや歌の意味に沿えば、耳を澄まして聴きとる力も磨いて「イルカのやうに、コウモリのやうに」(!?)。

これら野性の感覚に学びつつ、不都合を恐れず、志高くありたいと願います。どうぞ忌憚のないご意見ご指摘を、これからもよろしくお願ひいたします。

なお、来たる2月18日(土)午後2時から、宇都宮コミュニティセンターで「掘るまい」の上映会を開催いたします。旧山古志村を舞台にしたドキュメンタリー映画で、復興支援につなげる活動です。皆様、多数お誘いあわせの上ご来場くださいますよう、お待ちしております。



栃木県行政書士会

平成18年 新年賀詞交歓会



平成18年の新年賀詞交歓会が行政書士会連合会と行政書士政治連盟の合同により、1月20日正午を期し、キャピトル東急ホテルで開催された。

交歓会には総務大臣をはじめ衆議院議員、参議院議員の諸先生方、関係省庁の役職の方々、関係士業団体の代表者並びに関係者の方々、日行連と日政連の各役員と各単会よりの代表会員の方々と多士済済、盛大な会合となった。

栃木会からは日行連理事と日政連幹事、副会長と総務、研修の両部長、顧問住吉先生が出席しました。

会は来賓の祝辞で総務大臣、自民党行政書士制度推進議員連盟会長中馬大臣、公明党行政書士制度推進議員懇談会の大田会長、民主党行政書士制

度推進議員連盟の赤松会長より書士会に対する激励と今後の活躍への期待が述べられ会員一同感激一入でした。

鏡開きでは議員連盟事務局長を担われている衆議院議員西川公也先生が当たられ、乾杯を住吉元会長の音頭により杯を高く捧げて交歓会が始まった。

会の輪は地域出身の国会議員の先生と関係者により和やかな会話に弾みがつき、更に各来賓の先生方より一口祝辞も続き華やかな会場と和やかさが渾然一体となっての意義深い交歓会でありましたことを報告します。

(副会長 秋田 豊)

著作権実務研修会

平成18年1月26日・27日の2日間、日本行政書士会連合会主催の「平成17年度著作権実務研修会(1月期)」が開催され、当会業務研修部より風間洋・渡辺良樹氏の2名が参加しました。研修項目は右記の通りです。

この研修会は、平成18年度に実施を予定している「著作権DVD研修」の収録を兼ねており、当会においても、このDVDが届き次第研修を実施致します。

研修実施の詳細な日程については、後日会報等でご案内致します。

1月26日	第1时限 「著作権法実務Ⅰ」
	第2时限 「著作権法実務Ⅱ」
	第3时限 「行政書士の行なう著作権業務について」
1月27日	第1时限 「著作権法実務Ⅲ」
	第2时限 「著作権登録制度について」
	第3时限 「著作権の間接侵害について」
	第4时限 「音楽著作権について」

(業務研修部 風間 洋)

土地利用についての研修会

1月18日（水）午後1時30分より、行政書士会館において「土地利用について」の研修会が開催されました。

研修部担当の前澤副会長が講師となり、昨年改正された栃木県、宇都宮市の開発基準についてそれぞれ説明いただき、その後開発許可ハンドブックを基に法令について丁寧な講義が行われました。長時間の研修となり、講師の前澤副会長大変お疲れ様でした。

（業務研修部 市川浩一）



土地利用について
講師：前澤眞一氏



パソコン研修
講師：小林幸雄氏

パソコン研修(Jw_cad)

平成18年1月27日、行政書士会館に於いて、本年度第2回目のCAD研修が開催されました。

「初心者向けJw_cadを使った図面作成」第1回研修が好評だったので、今回も初心者を対象とした研修を開催いたしました。受講者数12名講師は前回に統一して、宇都宮支部 小林幸雄先生にお願いいたしました。

覚えると重宝なCADですが、基礎・基本といったものは大変面白くないものであります。基本中の基本の部分をやっても、内容が豊富で、若干の研修時間超過もありましたが、やや消化不良の面は否めませんでした。爾後、受講生の研鑽と健闘を祈るものであります、研修内容は、以下の通り。

1. Jw_cadのインストールを、テキストと講師の指示に従い模擬的に体験。
2. Jw_cadの画面各部の説明及び各部の操作を実施
3. 実際の作図作業。基本的な直線・矩形・円等の描画、文字の記入等など。
4. その他、便利なコマンドの操作。
複線コマンド・包絡コマンド等など。
5. 演習。

今回の演習題材は、飲食店の営業所平面図。相當に精巧な図面でしたが、テキストに則り、講師とともに製図を完了いたしました。

（業務研修部 石田 稔）

成年を迎えて

～前号に続き、年男の皆さんをご紹介します～

～年男の皆さん～



成年雜感



小山支部 福田 守

新年おめでとうございま
す。

昨年は図らずも叙勲を戴
き、且つ従心（心の欲する
所に従えども矩を踰えず）

の年齢に達しているに拘らず、内容の充実を満たし得ないまま年齢だけ重ねているのが現状。

今年は年男という事で若干振り返って見ると、小学校は大戦開戦の年に国民学校1年生として入り、中学・高校・大学は各々戦後新制度の初回入学生として学び、又第二の人生は平成の始まりと共にあり、古い時代を背負いつつ新しい時代に対応せざる得ない変り目の時期に生まれてきた年代なのかなと思います。世の中の現状はまさにIT革命・ペーパーから電子化、この流れに遅れず、一方何かと不祥事の多い世相に流されず、「士」業にふさわしい生き方を更に充実させて参りたいものと成年を期に決意を新たにしている次第です。

成年雑感



足利支部 内田 陽一郎

明けましておめでとうございます。

成年生まれの年男も七巡目、よく持ったものと我ながら感心しています。

二度目の定年を超えて考えたことは、これからは同年代層を主体に、微力の及ぶ範囲で力になれる仕事があればと、書士業を思い立ちました。

それから16~7年。新分野に手探りで向かった時期もあった反面、報われることも多く、張り合いを覚えたことでした。

人脈を求めて10年程、老人会長等も並行して経験し、当時の交誼は、今も概ね健在です。

挨拶が「自分史のあらすじ」のようになり恐縮ですが、巡ってきた干支の新年を、公私とも意義ある年と受け止めて、老兵なりに努めていくことをします。

新春雑詠

栃木支部 岩本 米彦

民生のゆくでは如何に拓かれむ
列島あまねく年あらたまる
異持つものと地を這い生きるもの
すべてを包む春の光は
急傾斜地に杉の巨木は直立し
出流山満願寺に注ぐ春の陽
境界に山茶花の垣を巡らせる
栃木市文化会館霞棚引く
休耕の田に生う錆色の蒲の穂は
古代の便りを風に聴きおり
放たれし百羽のはとが低空を
反転するたび光体となる
はからずもボージョレーヌーボーを味わいし
わが舌は甲州の秋をさまよう
柔らかな優しき言葉に埋れいて
私は羽化を急がねばならぬ
欲望に囚われしホモサピエンス
ミトコンドリアには戻るすべなく
(マンションなどの強震偽装展がる)

年男としての想い



宇都宮支部 塩田 滋

正月は、元旦も小正月も旧正月も立春も、それぞれがめでたくうれしいものですが、特にことしは年男ですから、ありがたさも格別です。

今年の歌会始の御勅題が「笑い」「笑み」であることも、まさに大切な一年の心構えを私に示してくれているように感じています。

ふだんの生活の中で、つい「年のせい」にしてしまうことは多いのですが、できる限り「年のおかげ」と思うように心がけていきたいものです。

今年の出来事を還暦の自分が、楽しく振り返ることが出来る、そんな年にしたいし、なってほしいです。

自分ができることとなすべきことを、しっかりと積み重ねていきたいです。

2006ワンドブル



宇都宮支部 恒松 功

新年明けましておめでとうございます。正月8日(二荒山神社)にて、40年程続く恒例の国際空手道拳武会。新春鏡開き二荒山神社奉納演武会、新年特別御祈祷を会員家族約500名がお受け致しました。一家一門の安泰と繁栄を願い文武両道に徹する意志をこめ空手道型、古武道、護身術の実演を奉納致しました。

成年男72歳の挑戦

私は1973年に県書士会員となりましたが大した業務もできなく、40年が過ぎました。72歳の武士業として今年1年の計画を立てました。その1つはITに初步入門する。Iは功の頭文字です。Tは恒松の頭文字です。これは軽はずみなものではありません。人間関係も考慮してのことです。その2つは日本人としての心技体、調和のとれた青少年の育成のため国民学校3年の頃から遊び乍ら野や川辺で学んだ唐手を現代版としての武士道空手を新空手道教本に書きあげることです。どうぞ皆様にとって最良の年となりますようお祈り申し上げます。合掌。

書士会日誌

2006. 1

日／曜日		内 容	出 席 者	No.頁
4 日	水	宇都宮市賀詞交歓会	会長 前澤副会長 宮嶋副会長 岡井部長 宇都宮支部) 斎藤支部長 小林副支部長 田代副支部長 松野副支部長	—
5 日	木	広報部 作業部会	新井部長 田代理事 金敷専門部員	(1)
6 日	金	各関係団体・県関係各課挨拶廻り	会長 宮嶋副会長 前澤副会長 堀越副会長	(2)
11 日	水	業務開発部会	秋田副会長 毛塚部長 松岡理事 井上理事 廣田理事	(3)
		映画会打合せ	新井部長	(4)
		山梨会賀詞交歓会	会長	—
12 日	木	総務部会	会長 宮嶋副会長 岡井部長 木下副部長 鈴木理事 和賀井理事	(5)
		埼玉会賀詞交歓会	秋田副会長	—
		群馬会賀詞交歓会	堀越副会長	—
13 日	金	N H K 取材に対する対応	宮嶋副会長 岡井部長	(6)
		東京会賀詞交歓会	会長	—
		静岡会賀詞交歓会	会長	—
14 日	土	千葉会賀詞交歓会	前澤副会長	—
16 日	月	総務部会 (県との共催研修会)	宮嶋副会長 岡井部長	(7)
		編集会議	新井部長 清水副部長 大石理事 山本理事 田代理事 金敷専門部員	(8)
		新潟会賀詞交歓会	会長	—
17 日	火	神奈川会賀詞交歓会	宮嶋副会長	—
		長野会賀詞交歓会	会長	—
18 日	水	研修部会	会長 前澤副会長 風間部長 石田副部長 江藤理事 松岡理事 江連理事 市川専門部員	(9)
		土地利用についての研修会	風間部長 講師：前澤副会長	P. 3
		映画会打合せ	新井部長 井上会員	—
20 日	金	日行連賀詞交歓会	会長 秋田副会長 宮嶋副会長 前澤副会長 堀越副会長 岡井部長 風間部長	P. 2
23 日	月	黄綬褒章祝賀会打合せ	会長 前澤副会長 宮嶋副会長 木下副部長 殿岡支部長	(10)
		茨城会賀詞交歓会	秋田副会長	—
26 日	木	日行連著作権研修	風間部長 渡辺専門部員	P. 2
27 日	金	Jw_cad についての研修会	石田副部長 江藤理事 田代理事 講師：小林幸雄会員	P. 3
		事務打ち合わせ	会長 新井部長	—

① 広報部 作業部会

5日 PM1:30～PM4:00

【内容】

- ホームページの充実のために
1. 情報伝達の2方法（会報・ホームページ）
のうち、ホームページの特性を生かす
→旬の情報をリアルタイムに
 2. 問題点は？
 3. 研修資料をデータとして預かる方向に
する
 4. 新しく「資料室」を会員専用のページ
に設ける
→現在ある資料の整理、入力など、作
業日を決めてデータ化する。
 5. 「会の概要」「リンク」のページ見直し

② 各関係団体・県関係各課挨拶廻り

6日 AM10:00～PM4:00

【内容】

県及び関係各団体新年挨拶廻り

④ 広報部 映画会打合せ

11日 AM11:00～PM2:30

【内容】

1. 他部への広報
2. 印刷物の検討、発注

⑤ 総務部会

12日 PM3:30～PM5:00

【内容】

1. 会則・諸規定に関する例規集について
2. 登録・入会・変更等に関する件
3. 堀越副会長受章祝賀会開催の件
4. 県文書学事課との共催による研修会に
ついて

【決定・検討事項】

1. 新年度にA4版で新規作成する
3. 23日に最終打ち合わせを行う
4. 原案どおり

③ 業務開発部会

11日 AM10:00～PM12:00

【内容】

1. 成年後見制度研究会の設立について
2. 日本司法支援センター（法テラス）への
対応
3. 公共嘱託業務について
4. その他業務の研究
5. 広報部からのお願い（寄稿、映画会）

【決定・検討事項】

1. 2月8日開催の成年後見に関する研
修会について、講師・資料作成を開
発部で行い、次回以降引き続きカリ
キュラムを検討する
・成年後見全国行政書士協議会（仮称）
設立に向けての意見交換会に出席し、
情報を収集する。
2. 対応する方向で受け入れシステムを検
討した。
3. 公共嘱託業務の検討を次回部会で引き
続き検討する。
4. 会社のコンプライアンス業務の研究
5. 開発部も協力することを申し合わせた。

⑥ 総務部（NHK取材対応）

13日 PM2:30～PM5:30

【内容】

1. 当会会員の成年後見制度並びにNPO
法人設立に関する取材申込みについて
2. 宇都宮支部井上会員事務所において、
NHK取材担当者と内容確認等につい
て検討を行った。

⑦ 総務部会（県との共催研修会）

16日 PM1:30～PM5:30

【内容】

1. 県との共催による研修会開催における
細部打ち合わせを行った
2. 茂木町農業委員会からの問い合わせに
対する対応を行った（茂木町役場）

⑧ 編集会議

16日 PM1:30～PM5:00

【内容】

1. 行政とちぎ1月号の編集について
2. 会報編集・校正について
3. ホームページの充実について
4. 映画会の取り組みについて
5. その他

【決定・検討事項】

3. ホームページの充実について
 - ・「資料室」の整備→新設ページとする
 - ・「リンク」「会の概要」「掲示板」について検討する
4. 映画会の取り組みについて
 - ・チラシ、チケットの配付先の検討
 - ・当日迄の動きの確認
 - ・とちぎボランティアネットワークとの打ち合わせ
5. その他
 - ・行政とちぎ原稿用文書ファイル(雛型)の利用依頼

⑨ 業務研修部会

18日 AM10:00～PM12:00

【内容】

1. 今年度の予定する研修会の進捗状況について
2. 平成18年4月～6月の研修会開催について
3. 各研修の実施に関する内規について
4. その他、研修資料(許可されたDVD等)の貸し出し方法

【決定・検討事項】

3. 法定業務研修・著作権DVD研修と併せて検討する。
4. ・個人的な貸し出しは不可
 - ・任意の勉強会を開催し、会館内で使用するのは可
 - ・書士会サーバから参照できるよう広報部と相談している

⑩ 黄綬褒章祝賀会打ち合わせ

23日 PM3:30～PM5:00

【内容】

祝賀会の詳細検討を行った

今月号より、「いろは壁神仏名所寿語六」に描かれた名所のいまむかしをご紹介します。

い…池上本門寺

(大田区池上)

池上本門寺



ろ…六阿弥陀

江戸六阿弥陀というのがあるようだ。行基菩薩が一夜のうちに一本の木から六体の阿弥陀を刻み上げ、長者が六ヶ所に寺を建立し、六体の阿弥陀仏を一体ずつ安置したという。

- 一. 西福寺(北区豊島)
- 二. 延命寺(足立区江北)
- 三. 無量寺(北区西ヶ原)
- 四. 与楽寺(北区田畠)
- 五. 常楽院(廃寺となるが標識はある)
- 六. 常光寺(江東区亀戸)

いろは今昔

は…白山権現(文京区白山)

千年以上の歴史を持ち、元は本郷にあったが江戸中期に現在の地に移った。あじさいの名所として有名。

に…新田神社(大田区矢口)

この神社に鎮座する狛犬は、なぜか一対と片割れ。



ほ…ほりの内(妙法寺)(杉並区堀ノ内)

ここには、キリスト教信者でありながら、この寺を愛した有吉佐和子の碑がある。





建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について及び 「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について

監第212号

平成18年1月13日

栃木県行政書士会会长様

栃木県土木部長 高橋 忍

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について及び 「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について（通知）

本県における土木行政の推進につきまして、日ごろから御協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、平成17年12月26日付けで交付された建設業法施行規則の一部を改正する省令等について、平成18年4月1日（一部は平成18年5月1日）から施行されます。主な改正点については次のとおりです。
つきましては、貴会会員に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

（1）建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

①経営事項審査の加点対象となる資格の位置づけ

経営事項審査の加点対象となっている地すべり防止工事士及び一級計装士、建設業経理事務士の資格試験を、国土交通大臣の登録制度として実施する。（地すべり防止工事士及び一級計装士については、営業所専任技術者となる資格を有する者としても規定）

②経営事項審査における、防災活動に貢献する者に対する加点評価の実施

③電気通信主任技術者（5年以上の実務経験を有する）資格の追加

（2）「経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について

①X1評点（完成工事高）の評点テーブルの修正

②（1）に伴う評価項目の追加・改正等

土木部監理課建設業担当
TEL: 028-623-2390

詳細は、事務局に備え付けの資料か
栃木会ホームページの会員ページをご覧ください





研修会のお知らせ

1. 基礎研修会

- 日 時 平成18年3月7日（火）午後1時30分から午後3時30分
- 場 所 栃木県行政書士会館
- 講 師 行政書士：松岡敏郎（敬称略）
- 受講料 1項目500円

時 間	研修項目	研修内容
13:30～15:30	・安定した事務所経営	・記帳会計業務の開拓と実務

申込締切日 平成18年3月3日迄

参加ご希望の方は、下記の申込書を利用し、FAXでお申し込み下さい。

栃木県行政書士会 FAX 028-635-1410

研修会参加申込書 平成18年 月 日

◎基礎研修会

支部名 _____

氏 名 _____



甲種受託者による出張封印について

日行連発第1005号
平成18年1月31日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会 会長 宮内 一三
運輸交通部 部長 深貝 亨

甲種受託者による出張封印について

甲種受託者による出張封印の対象範囲を拡大することについて、国土交通省自動車交通局技術安全部管理課長より別紙のとおり通知がありましたので、ご案内申し上げます。

なお、本通知による出張封印の対象範囲の主な変更点は下記の2点となりますので、ご承知おき願います。

記

①対象となる出張封印の業務範囲が、従来の「個人ユーザー」から、「法人ユーザー」についても認められたことにより、法人ユーザーの変更登録及び移転登録（業としての自動車の売買に係るものを除く）についても取扱い可能となりました。

②出張封印の対象手続につきましては、従来の「個人ユーザーから申請書等の送付により依頼を受けた登録申請手続」より、「申請者から依頼を受けた登録申請手続」と変更されたことから、申請書等の集配を行うことも可能となりました。

以上

[別添]

国自管第168号
平成18年1月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部管理課長

甲種受託者による出張封印について

甲種受託者による出張封印については、平成13年3月27日付け国自管第22号「甲種受託者による出張封印について」により試行的に実施してきたところであるが、開始以来概ね順調に実施されてきたことに鑑み、今般出張封印の対象範囲を拡大することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、平成13年3月27日付け国自管第22号「甲種受託者による出張封印について」は廃止する。

記

1. 趣旨

申請者の出頭による負担軽減を図るため、申請者から依頼を受けた登録申請手続に伴い必要となる封印取付けに限り、車両の保管場所等に出向いて施封すること（出張封印）を認めるものである。

2. 対象とする封印取付けの範囲

甲種受託者又は甲種受託者と下記3.に定める封印取付代行の契約を締結した者が依頼を受けた登録申請手続に基づき行われた変更登録及び移転登録（業としての自動車の売買に係るもの）を除く。）であって、管轄変更を伴うものにより変更される自動車登録番号標の封印取付け。

3. 出張封印を行う者

- ① 甲種受託者の職員
- ② 甲種受託者がユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めた場合で、以下の者のうち甲種受託者の名において出張封印に係る作業を代行（封印取付代行）させる1年以上の長期契約を締結したもの
 - ア 指定整備事業者
 - イ 自動車登録業務に十分精通した行政書士

4. 施封場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の書面に記載された当該車両の保管場所とする。ただし、出張封印を受ける申請者が、やむを得ない理由により勤務先等の駐車場に当該車両を保管している場合においては、当該駐車場において施封することができる。

5. 業務の適正確保

- (1) 甲種受託者は、封印取付代行者に封印を渡す際に譲渡証明書の写しにより当該代行者から譲渡人及び譲受人が業として自動車の所有者名、施封場所、施封日時、施封者名等を記録させたものを提出させて自らもそれらを保管しなければならない。
- (2) 運輸支局長等は、封印取付け業務が適正に行われるよう、甲種受託者に対し、適正な封印取付代行の契約を結ぶべき旨の指導を行うとともに、上記2から5(1)の事項が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

6. 施行時期

平成18年2月1日より実施する。



日光市新設に伴う登記事務の取扱いについて

★ 不動産の登記

1 登記の管轄について

日光市の新設後も、宇都宮地方法務局今市支局で取り扱います。

2 登記簿の所在の表示について

不動産登記簿の所在欄の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

3 所有者、抵当権者等の住所の表示について

不動産登記簿の所有者、抵当権者等の住所の表示については、不動産登記規則第92条の規定により新市名に変更されたものとみなされますので、変更手続の必要はありません。

なお、所有者、抵当権者等の住所の表示を新市名に変更することを希望される方は、変更登記申請書を提出していただくことになります。

★ 商業・法人の登記

1 登記の管轄について

日光市新設後も、宇都宮地方法務局今市支局で取り扱います。

2 会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）の所在及び役員の住所について

会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）の所在及び役員の住所の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

3 会社の類似商号について

平成18年3月20日以降に会社の設立、本店移転、商号変更、目的変更等の登記を申請される場合、日光市（旧今市市、日光市、足尾町、藤原町、栗山村）に本店を有する会社すべてが類似商号の対象となりますのでご注意願います。

★ 詳しくは宇都宮地方法務局今市支局（電話番号0288-21-0309）までお問い合わせ下さい。

管轄

庁　名	現在の管轄地域	平成18年3月20日以降の管轄区域
今市支局 ☎ 0288-21-0309	今市市、日光市 塩谷郡の内 栗山村、藤原町、塩谷町 上都賀郡の内 足尾町	日光市 塩谷郡の内 塩谷町

支局情報

【佐野】

行政手続き無料相談会開催

佐野支部では、18年1月14日、2月11日、3月11日 各土曜日午前10時より同午後3時まで、佐野市茂呂山老人福祉センター2階において、

- 1 相続に関する諸手続きについて
- 2 遺言書・遺産分割協議書作成について
- 3 土地に関する手続き等について
- 4 その他届出書類等について

の無料相談会を開催することにした。

これに先立ち、佐野市役所広報広聴係を支部長ほか役員で訪問し、佐野市で発行し、全戸に配布される佐野市広報に、掲載方お願いしていた処、記事が掲載された。

行政書士の社会的貢献と、行政と市民の為の、より良いパイプとしての、責務の一旦を果たすことが出来れば幸いとおもっている。

各支部でもこの様な方法で広報活動を積極的に進めていったらどうだろうか？

(支部長 高島俊夫)



『広報さの』2006年1月15日号より

支局かわら版

新生「大田原市」が誕生

-那須支部-



黒羽芭蕉の里



大田原ふれあいの丘



湯津上旧役場



湯津上光丸山

3地区には一朝一夕に築くことのできない歴史的重みのある文化や、名所旧跡が数え切れないほど残されている。

限りある財源は最も有効に活用することは当然であるが、一方、新たなる観光資源としてこれらの歴史的遺産を活用した情報を広く発信することによって都市間の交流、観光振興を図り、新たな財源を生み出し、住民もまたふるさとの魅力に誇りと満足を感じることとなる。

合併して直ちにまちづくりが進められているが、与一の里づくり、黒羽の芭蕉の里づくり、他笠石神社、侍塚、光丸山、「なかがわ水遊園」もあり新生大田原市は新世紀にふさわしい、価値感がある。

(新市長合併記念あいさつの一部より)

新市の将来像

住む人が輝き・来る人がやすらぐ・幸せ度の高いまち。

新市大田原は住環境の高度な地域であり、その特性には大いに期待される市です。

折々の季節に触れながら探索するには絶好の地域であります。

(支局長 君島健司)

おじやましまーす！



今回は、行くところが無く時間もなかったので自分の事務所におじやました。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 氏名 | 金敷 裕 |
| 2. 事務所 | 宇都宮市雀の宮 6-3-72 |
| 3. 入会 | 1986年3月1日 |
| 4. 入会の動機 | 試験に合格したから |
| 5. 専業か兼業か | 専業 |
| 6. 得意業務 | 建設業 |
| 7. 苦労していること | 今この記事を書いている事 |
| 8. 行政書士になって良かったこと | 良き先輩に出会えたこと |
| 9. 趣味・特技 | 特になし |

KOMOREBI

木もれび

「インターネットの世界では、今、ブログが流っている。ブログ(blog)は、ホームページの一種で、ウェブロゴ(weblog)を略した言葉である。従来のホームページに比べて簡単に作れる他、アクセスした人からのコメントも得られ、コメントした人のブログにもすぐアクセスできる。さらに、コメントした人のブログにコメントした人がいる場合、その人にもコメントができる。つまり、無限に連鎖していくところがおもしろい。これを利用して、業績を伸ばしている会社も多いと聞く。このようなブログを無料で作れるところがたくさんあって、事業用や趣味にも使えるところがいい。ブログが普及出した結果、ホームページの数は数百万から数千万に増えるだろう。このことは、自分のブログ(ホームページ)の存在がますます薄められることを意味する。

10. 好きな場所 ひみつ
11. 好きな色 アクアブルー
12. 一言 もともと文章を作るのは大
の苦手、言葉も知らないし漢
字も書けないので何で行政書士をやっているのか、
まして広報部にいるのか？

人生を間違えたらしい。

今は、コンピューターがあるから何とか書類も
作れるが、無かつたらきっと行政書士はやってい
ないと思います。

人生も後半になってくると、いろいろ考えること
もありますが今更人生をやり直すこともできない
ので、今、目の前にある仕事をひたすらこなし
ています。

自由業になったからには、もっと時間にゆとり
を持ってのんびり生きていく予定だったのですが、
いつの間にか仕事に追われる毎日になってしまい
ました。

この辺で、じっくり人生を見つめ直して人生設計
を立て直して行こうと考えている今日この頃です。

そろそろ、紙面が埋まったかな？

紙面を埋めるために、取り留めもないことを書
きましたがこのへんで終わりにします。

今月号の「おじやましまーす！」は、こんな
で下さいません (;^_^A)



ところで、このブログ、行政書士のように業務地
域がローカルな仕事では、範囲が広すぎて焦点が
絞りにくく、業務用には期待しにくい。これはブ
ログに限らず、インターネットの欠点でもある。
インターネットは確かに便利ではあるが、パソコン
の前に座る（携帯電話をよく見る）ことのできる
人以外には効果は期待できない。さらに、いた
ずらなアクセスも多く、信用も今一つつきにくい
他、ウイルスも邪魔なものである。誰もが安心して
インターネットが使えるにはまだ時間がかかり
そうだ。

(支局長 大森昭雄)

六十路のドライブ

其の六 「国道 286 号線 笹谷街道」

友達夫妻を誘って、平成 16 年 10 月、蔵王から山形霞城趾公園に寄り山寺にドライブ旅行に出かけた。帰り道は山形自動車道が出来る以前は、山形と宮城を最短路線結ぶ 286 号線 笹谷街道を選ぶ。山形は三度目の来県であり、以前、寒河江、羽黒山、酒田へのドライブの帰途、機会があれば是非とも峠道を走破してみたいと思っていた。

この街道は、古来から仙台と山形に跨る 笹谷街道で多くの旅人の物語や両国に纏わる歴史が刻まれていることを知る。その時以降、今回念願適つて実現した。市街地から山形蔵王 IC 迄はまずまずの車、西藏王高原道路とのセッティングで造られた関係だろうと思う。次の関沢 IC 迄は殆ど山間部で車は少なくこの街道の他に取付け道路もなく不必要的 IC ではなかろうかと思われた。

進入路を過ぎると途端に道は狭くなる。ロングボディーの車が果たして通れるのだろうかと危惧する。何やら通行標示の看板が在ったかに覚えていくが普通車通行禁止の標示でなかったのでどんどん前に進む。峠になると極端な勾配の V 字型折り返し道があり乗用車でもハンドル操作が容易でなく、重量のあるトラックでは大変である。ヘヤピンカーブならまだしも、まさしく勾配のきつい V 字型のカーブを含めて 17、8 カ所を数えた程である。狭いところは 3 メートル弱しかなく、両側から雑草が覆い被さっている処もあり、ミステリアスな道に迷い込んだような錯覚を覚える瞬間もある。



頂上の駐車場に着く、5~6 台の車が広い駐車場に思い思いの方向で駐車して、ドライバーは今登ってきた見渡す限り山また山の彼方を眺めている。其の一角に歌人の斎藤茂吉の歌碑「ふた国の 生きのたづきのあひかよふ この峠路を愛しむわれは」が立っている。右手上の山はなだらかな貝を伏せたような優しい形をしている。後背地も平らな丘陵地で熊笹が広がっており踏み分けられた小径が延びている。一面の熊笹にまじって紫色のアザミの花が咲いているのが一際目についた。中程の小径傍の県境に、宮城県の石柱がお地蔵様の様に佇んでいた。

その向こうに赤松が 2、3 本道を挟んで立っている。昔の街道筋に松があったと書かれているがその縁だろうか。その昔、頂上付近に寺があり、丈余の雪を踏み分けて旅する人の為に鐘を突いて旅人が迷わないように峠の在処を遠くに或いは近くに聞き分けて上り下りしたという。

小休止して駐車場を出ると県境にゲートがあり宮城県側に下る。九十九折りに下る道の両側から樹木が覆いかぶさって、時間が 3 時を過ぎたばかりであるが日陰になった谷間の道筋は日暮時を思わせる。暫く下ると樹間に山形自動車道の 笹谷 IC が見え隠れするようになり、山頂駐車場から 20 分山腹の 笹谷 IC に入る。

山形自動車道に入ると、峠路は 3~40 ‰ のスピードしか出せなかった反動と狭い路面から解放された開放感から一気に加速してスピードを上げるが、その爽快感は単にスピードだけが条件ではなく、その場所場所が壮快感を呼ぶ素因の大半を占めているのではと感じた。

笹谷峠道も今はトンネルで 10 分で通り抜けられるが、昔は一日がかりの峠越えではなかったろうか。その街道も宮城県側に大きな崩落事故があり長い間通行止めになっており 2003 年 4 月全面開通と聞く、昨今の便利性と経済性第一の世の中では、一部のドライブ愛好家が休日を利用して野駆けする位で利用価値がなくなり維持管理が負担になってくれれば見捨てられる運命になり自然に帰る日も近いのではなかろうか。

度会 敏

日政連の支部長と幹事の合同会議

1月19日支部長と幹事の合同会議が17時40分より開催されたのでその概要を報告します。

開会で宮内会長は、日政連各位の活動により先の国政選挙で推薦した候補者の内、多くの当選が得られ面目躍如することができ深く感謝の意が述べられ、また今後関係法の改正について要望等を日行連と日政連が一丸となり、書士制度への有利実現に邁進するため各位の更なる協力要請があつた。次に会議では運動方針の推進状況の報告と賀詞交歓会に於ける幹事の役務分担の説明と、法改正では改正項目毎に要望事項として、役割の増大に対応した倫理規律の確立行政書士業務の明確化、資格に関する問題、非行政書士に関する事項の説明に併せてOSS（ワンストップサービス）とADR（裁判外紛争解決手続）手続実施者的人材育成スキーム案について提案説明と質疑があり、これを踏って幹事の賛意をもって承認、19時に閉会となった。

（副会長 秋田 豊）

表紙写真



ススキ野が原に
消える橋

宇都宮環状線内回りで、新4号線の高架を潜り、東に向かって真っ直ぐに伸び、放水路を鉄んで左右二車線の国道121号線となり鬼怒川の桑島大橋に至る。その下流1.5キロに、この大河の鬼怒川に一般的には余り目に触れない橋がありその名を「喜楽橋」と言う。ススキの穂がたなびく晩秋の夕刻訪れた。

左岸、橋の袂に釣りフアン5、6人が釣り糸を垂れている橋の上下流域は夏はアユの好漁場となり、今はハヤか鯉釣りであろうか。30年位前仕事の関係でこの場所に来たことがあり当時は鮭が遡上し引掛け針で釣りをしている人がいたのを覚えている。

洪水時には水没する構造となっており「沈下橋」あるいは「潜り橋」等と呼ばれている。土地の人々が向こう側の農事に通う橋である。

喜楽橋（宇都宮市）

宇都宮市最東南部に位置し鬼怒川を鉄んだ東刑部町で左岸側の戸数15、6戸の集落にあり、殆ど真岡市と境を接している。

路線名は一般県道塙・宇都宮線（市道2549号線）。橋梁の名称、喜楽橋。昭和34年完成、橋の設置管理は宇都宮市。橋長、794.6メートル。幅員、2.0メートル。橋梁形式、プレストレストコンクリート道路橋。11径間箱形有鉄ラーメン橋。（資料下館工事事務所提供）

板敷きの橋を渡る。板の隙間がギシギシと音を立てる。手摺りは両端に打ち付けた鉄棒の環を通したワイヤーロープで、掴まるのが憚る感じである。小型車がゆるゆると渡ってくると、ゆらゆら揺れる。身を縮めてやり過ごす。足下の流れの浅瀬は澄んで耳に心地よい音を奏てくれる。両端の淵は青く澄んでいる。巷間自然を制圧している感のある巨大な大橋と比すると何と優しい橋であろうか。左岸から眺めると、ススキ野が原に消えてゆく詩情豊かな橋である。

（広報部 清水幸敏）

栃木県行政書士会員の動き

【退会】

(平成 18 年 1 月 31 日現在)

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
宇都宮	篠原昭男	H17. 12. 28	廃 業				

【変更】

支 部	氏 名	会員番号	変更事項	変 更 内 容
鹿 沼	浅野吉知	0 8 5 2	事 務 所	鹿沼市口栗野 842



お 知 ら せ

平成 17 年度行政書士試験合格者について

試 験 地	申込者数	受験者数	合 格 者	合 格 率
福 島 県	778	650	6	0.92%
茨 城 県	1,195	1,006	10	0.99%
栃 木 県	1,092	915	19	2.08%
群 馬 県	1,289	1,083	9	0.83%
埼 玉 県	3,527	2,969	69	2.32%
千 葉 県	3,714	3,128	69	2.21%
東 京 都	19,525	15,939	637	4.00%
神 奈 川 県	5,882	4,900	146	2.98%
新 潟 県	1,102	906	21	2.32%
山 梨 県	497	425	5	1.18%
長 野 県	1,075	918	17	1.85%
静 岡 県	1,889	1,585	26	1.64%
全国合計	89,276	74,762	1,960	2.62%

広報部・事務局より

これまで、「行政とちぎ」を郵便でお届けしておりましたが、会報以外の発送物がある場合など、適宜メール便でお届けすることになりました。

これに伴い、「行政とちぎ」のお届けが従来と比べて多少前後することがございます。

ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



訂正とお詫び ~行政とちぎ 1月号~

行政とちぎ 1月号の記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P23 「事務局よりお知らせ」の欄

【誤】◆戸籍抄本〔『本籍』変更時のみ〕

【正】削除

※戸籍抄本は必要ありません。

行政書士手帳の訂正

資格審査会 委員

【誤】千葉一明

【正】宮本達夫

編集後記

今年は戌年である。最近見かける犬は雑犬の類は余り見られず。小は両手に載るような小型犬から大は大人が持ち上げられないような大型犬まで、それも可愛い容をして人様と同棲生活をしている。その昔、江戸時代5代綱吉公が布いた「生類憐れみの令」のお犬様のように人間様にかしづかれているようである。世の中も人間模様も変わりつつある。2006年1月も、あつという間に過ぎてしまった。
(広報部 清水)

行政とちぎ 2月号No.350

発行人 栃木県行政書士会
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号
電 話 028-635-1411(代)
F A X 028-635-1410
メーラドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei
編 集 定 価 250円
印 刷 所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。)

豪雪の山村・新潟県山古志村。
つるはし一つでトンネル掘りに立ち向かった村人たちの
16年におよぶ精神とエネルギーの記録。



チケットは最寄の行政書士事務所または行政書士会館窓口にあります。なお当日会場にもご用意しております。ぜひご来場ください！

日時 平成18年2月18日(土) 午後2時開演（1時30分開場）
会場 宇都宮市総合コミュニティセンター〔宇都宮市文化会館となり〕大集会室
主催 栃木県行政書士会 (入場無料)

お問い合わせ先 028-635-1411 (栃木県行政書士会・県民行政手続相談センター)

宇都宮市西一の沢町1-22 ホームページ <http://www.gt9.or.jp/gyosei>